

議案第12号

養父市多目的集会センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

養父市多目的集会センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市多目的集会センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

養父市多目的集会センター設置及び管理条例(平成16年養父市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表浅間多目的集会施設の項及び三谷多目的集会センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第12号 養父市多目的集会センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
浅間多目的集会施設	<u>養父市八鹿町浅間382番地</u>		
三谷多目的集会センター	<u>養父市三谷139番地 1</u>		
蔵垣多目的集会センター	養父市大屋町蔵垣713番地	蔵垣多目的集会センター	養父市大屋町蔵垣713番地
若杉多目的集会センター「若杉会館」	養父市大屋町若杉521番地 1	若杉多目的集会センター「若杉会館」	養父市大屋町若杉521番地 1
和田多目的集会センター「和田会館」	養父市大屋町和田297番地 4	和田多目的集会センター「和田会館」	養父市大屋町和田297番地 4
丹戸地区多目的集会施設	養父市丹戸1205番地	丹戸地区多目的集会施設	養父市丹戸1205番地